

橋本市患者等搬送事業指導基準及び認定基準に関する要綱

橋本市消防本部

橋本市患者等搬送事業指導基準及び認定基準に関する要綱

平成22年10月1日

目次

- 第1章 総則（第1条―第2条）
- 第2章 患者等搬送事業指導基準（共通事項）（第3条―第12条）
- 第3章 患者等搬送事業指導基準（第13条―第18条）
- 第4章 患者等搬送事業指導基準（車椅子専用）（第19条―第24条）
- 第5章 患者等搬送事業認定基準（共通事項）（第25条―第37条）
- 第6章 患者等搬送事業認定基準（第38条）
- 第7章 患者等搬送事業認定基準（車椅子専用）（第39条）
- 第8章 乗務員の講習等（第40条―第41条）
- 第9章 その他（第42条）

第1章 総則

（目的）

第1条 この患者等搬送事業指導基準及び認定基準に関する要綱（以下「要綱」という。）は、橋本市消防本部管轄内の民間事業者による搬送用自動車を用いた患者等の搬送業務を行う事業（以下「患者等搬送事業」という。）に対し、必要な指導を行うとともに、一定の基準に適合する搬送事業者の認定を行うことにより、患者等の生命及び身体の安全を図ることを目的とする。

（用語の意義）

第2条 この要綱における用語の意義は、次の各号に定めるところによるものとする。

- 1 「患者等」とは、身体障がい者、介護を要する者及び傷病者等をいう。
- 2 「患者等搬送事業」とは、患者等を搬送するため必要な構造及び設備を備えた自動車（以下「患者等搬送用自動車」という。）を使用し、患者等を医療機関への入退院、通院及び転院並びに社会福祉施設等への送迎のために搬送する事業をいう。
- 3 「患者等搬送事業者」とは、患者等搬送事業を行う事業所（以下「患者等搬送事業所」という。）の経営者及び管理責任者をいう。
- 4 「乗務員」とは、患者等搬送用自動車に乗務し、患者等搬送事業に従事す

る者をいう。

- 5 「基礎講習」とは、別記第一により消防機関が乗務員に対して行う講習をいう。
- 6 「自家用有償旅客運送」とは、道路運送法（第79条）に基づく必要な登録を済ませたNPO、市町村、公益法人、社会福祉法人等が自家用自動車を利用して、予め会員登録された者等を当該登録に基づく運送の区域及び旅客の範囲内で運送することをいう。
- 7 「特例認定者」とは、別記第二に定める要件を満たした者及び橋本市消防本部以外の消防本部において、別記第一の基礎講習を修了した者をいう。

第2章 患者等搬送事業指導基準（共通事項）

（事業実施の基本原則）

第3条 患者等搬送事業者は事業にあたり、次の各号に留意するものとする。

- 1 患者等搬送事業者は、患者等からの通報の適正処理及び患者等の安全搬送に関する知識及び技術の向上に努めること。
- 2 患者等搬送事業者は、生命に危険があり又は症状が悪化すると認められ、緊急に医療機関又はその他の場所に搬送しなければならない患者等は、搬送の対象としないこと。
- 3 患者等搬送事業者は、事業の社会的責任を十分自覚し、関連法規を遵守すること。

（消防機関との連携）

第4条 患者等搬送事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、119番等により、患者等の居る場所、状態、既往症、掛かり付けの医療機関等を消防機関に通報し、救急自動車を要請するものとする。

- 1 患者等からの要請時点において、緊急に医療機関へ搬送が必要である場合。なお、この場合は、併せて患者等搬送用自動車に同乗し搬送業務に従事する者（以下「乗務員」という。）を派遣すること。
- 2 要請者の依頼場所に到着時点において、緊急に医療機関に搬送する必要がある場合。
- 3 患者等の搬送途上において、緊急に医療機関に搬送する必要がある場合。

（応急手当）

第5条 患者等搬送事業者は、患者等搬送事業を行うとき、症状の悪化防止に万全の配慮を行うとともに、搬送途上において症状が悪化し、緊急やむを得ない場合は、必要な応急手当を実施するものとする。

（定期講習）

第6条 患者等搬送事業者は、乗務員の応急手当技能を適切に管理するため、患者等搬送乗務員適任証（以下「適任証」という。）の交付を受けた乗務員に、2年に1回以上消防機関の行う別記第三に掲げる定期講習を受講させるものとする。

（車両の外観）

第7条 車両の外観は、次の各号に定めるとおりとする。

- 1 患者等搬送用自動車は、サイレン又は赤色警告灯を装備するなど、救急自動車と紛らわしい外観を呈していないこと。
- 2 患者等搬送用自動車認定マーク（別図2）及び患者等搬送用自動車認定マーク（車椅子専用）（別図4）の表示は、自動車後面の見やすい位置で、運転者の視野を妨げない位置とする。
- 3 「橋本市消防本部認定」の表示は任意とし、表示する場合の大きさは縦横50ミリメートル以下とする。

（消毒）

第8条 患者等搬送用自動車及び積載資器材の消毒は、次の各号及び別記第五の要領に基づき行うものとする。また、定期消毒を実施したときは、消毒実施記録表（別記様式第3号）に記載し、患者等搬送用自動車内の見やすい場所に表示するものとする。

- 1 定期消毒 毎月1回以上
- 2 使用後消毒 毎使用後
- 3 医師から消毒について特別な指示があった場合は、指示に基づいた消毒を行うこと。

（衛生・安全管理）

第9条 患者等搬送事業者は、患者等搬送事業を実施する場合は、次の各号に定める衛生及び安全管理について留意すること。

- 1 患者等搬送用自動車及び積載資器材については、点検整備を確実にを行い、清潔保持に努めること。
- 2 乗務員の服装は、患者等搬送業務にふさわしいものとし、清潔の保持に努めること。
- 3 患者等の搬送に当たっては、患者等及び同乗者に対し、安全ベルトを装着させるなど、安全搬送の措置を講ずること。

（事業案内）

第10条 パンフレット等の事業案内には、救急隊と同レベルの活動ができるかのような表現は避けること。

（適任証の再交付）

第11条 患者等搬送乗務員適任証の再交付は、次の各号により行うものとする。

る。

- 1 適任証を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、患者等搬送乗務員適任証再交付申請書（別記様式第4号）により橋本市消防長（以下「消防長」という。）に申請を行うものとする。
- 2 消防長は、前項による申請を受けた場合は、申請書の内容を審査のうえ、患者等搬送乗務員適任証取得者管理簿（別記様式第5号-1）と照合し、支障がないと認めるときは、適任証を再交付するものとする。
- 3 適任証を汚損し、又は破損した者は再交付申請時に、その適任証を添付しなければならない。
- 4 適任証の交付を受けた者で、適任証の記載事項に変更が生じたときは、速やかに再交付申請を消防長に届出なければならない。

（情報提供等）

第12条 患者等搬送事業を円滑に実施するため次の各号により必要な情報提供を行うものとする。

- 1 消防長は、患者等搬送事業者から診療情報の照会があった場合は、支障のない限り橋本市消防本部で把握している医療機関の診療情報を提供する。
- 2 消防長は、市民等から患者等搬送事業者の照会があった場合は、患者等搬送事業者を紹介するものとする。

第3章 患者等搬送事業指導基準（ストレッチャー及び車椅子等を固定できる自動車による患者等搬送事業）

（乗務員の要件）

第13条 乗務員は満18歳以上の者で、次の各号のいずれかに該当する者をもって充てるものとする。

- 1 別記第一に掲げる基礎講習を修了した者。
- 2 別記第二に掲げる前項の者と同等以上の知識及び技能を有する者で、消防長に特例認定者の申請を済ませた者。
- 3 橋本市消防本部以外の消防本部において、別記第一の基礎講習を修了したことを証明できる者で、消防長に特例認定者の申請を済ませた者。

（患者等搬送乗務員適任証の交付）

第14条 患者等搬送乗務員適任証の交付は、次の各号により行うものとする。

- 1 消防長は、前項の該当者に対して、別記様式第1号に定める適任証を交付する。
- 2 適任証の有効期限は、2年間とする。ただし、別記第三で定める定期講習を受けた者についてはさらに2年間有効とし、それ以降も同様とする。

3 患者等搬送乗務員適任証取得者管理簿（別記様式第5号-1）を作成し、整理保存する。

（適任証の携行）

第15条 乗務員は、搬送業務に従事するときは、適任証を携帯するものとする。

（運行体制）

第16条 患者等搬送事業者は、患者等搬送用自動車1台につき2名以上の乗務員をもって業務を行うものとする。

ただし、退院等を目的とした運行をする場合、又は医師若しくは看護師等が同乗する場合は、乗務員を1名とすることができる。

（患者等搬送用自動車の要件）

第17条 患者等搬送用自動車は、次の各号に掲げる構造及び設備を有するものとする。

- 1 十分な緩衝装置を有すること。
- 2 換気及び冷暖房の装置を有するものであること。
- 3 乗務員が業務を実施するために必要なスペースを有するものであること。
- 4 ストレッチャー及び車椅子等を使用したまま確実に固定できる構造であること。
- 5 携帯が可能な通信機器等、連絡に必要な設備を有していること。

（積載資器材）

第18条 患者等搬送用自動車には、別記第四に掲げる資器材を積載するものとする。

なお、AED（自動体外式除細動器）を積載する場合は、適切な運用を図るため、日常点検を行う等維持管理に万全を期すること。

第4章 患者等搬送事業指導基準（車椅子のみを固定できる自動車による患者等搬送事業）

（乗務員（車椅子専用）の要件）

第19条 車椅子のみを固定できる患者等搬送用自動車（以下「患者等搬送用自動車（車椅子専用）」という。）に同乗し搬送業務に従事する者（以下、「乗務員（車椅子専用）」という。）は満18歳以上の者で、次の各号のいずれかに該当する者を充てるものとする。

- 1 別記第一に掲げる基礎講習（車椅子専用）を修了した者。
- 2 別記第二に該当する者で、消防長に特例認定者の申請を済ませた者。
- 3 橋本市消防本部以外の消防本部において、別記第一の基礎講習（車椅子

専用)を修了したことを証明できる者で、消防長に特例認定者の申請を済ませた者。

(患者等搬送乗務員適任証(車椅子専用)の交付)

第20条 患者等搬送乗務員適任証(車椅子専用)の交付は、次の各号により行うものとする。

- 1 消防長は、前項の該当者に対して、別記様式第2号に定める患者等搬送乗務員適任証(車椅子専用)(以下「適任証(車椅子専用)」という。)を交付するものとする。
- 2 適任証(車椅子専用)の有効期間は、2年間とする。ただし、別記第三で定める定期講習を受けた者についてはさらに2年間有効とし、それ以降も同様とする。
- 3 患者等搬送乗務員(車椅子専用)適任証取得者管理簿(別記様式第5号-2)を作成し、整理保存する。

(適任証(車椅子専用)の携行)

第21条 乗務員(車椅子専用)は、患者等搬送業務に従事するときは、適任証(車椅子専用)を携帯すること。

(運行体制)

第22条 患者等搬送用自動車(車椅子専用)を用いて搬送を実施する事業(以下、「患者等搬送事業(車椅子専用)」という。)を行う者(以下、「患者等搬送事業者(車椅子専用)」という。)は、患者等搬送用自動車(車椅子専用)1台につき1名以上の乗務員(車椅子専用)をもって業務を行わせるものとする。

ただし、搬送中に容態急変の可能性が高い場合等については、医師等を同乗させる、又は乗務員(車椅子専用)数を2名以上とする等、対応に必要な体制を確保するものとする。

(患者等搬送用自動車(車椅子専用)の要件)

第23条 患者等搬送用自動車(車椅子専用)は、次の各号に掲げる構造及び設備を有するものとする。

- 1 十分な緩衝装置を有すること。
- 2 換気及び冷暖房の装置を有するものであること。
- 3 乗務員(車椅子専用)が業務を実施するために必要なスペースを有するものであること。
- 4 車椅子を使用したまま確実に固定できる構造であること。
- 5 車椅子の乗降を容易にするための装置を備えていること。
- 6 携帯が可能な通信機器等、連絡に必要な設備を有していること。

(積載資器材)

第24条 患者等搬送用自動車（車椅子専用）には、別記第四に掲げる資器材を積載すること。

第5章 患者等搬送事業認定基準（共通事項）

（認定対象となる患者等搬送事業者）

第25条 認定対象となる患者等搬送事業者は道路運送法に定める次の者とする。

- 1 一般乗用旅客自動車運送事業の許可を受けた者。
- 2 一般貸切旅客自動車運送事業の許可を受けた者。
- 3 特定旅客自動車運送事業の許可を受けた者。
- 4 自家用有償旅客運送の登録を受けた者。

（認定の申請）

第26条 認定を受けようとする患者等搬送事業者は、前項の許可及び登録を受けていることを証明する免許等の写しと、患者等搬送事業者認定（更新）申請書（別記様式第6号）に、乗務員名簿（別記様式第7号）及び患者等搬送用自動車届（別記様式第8号）を添付し、消防長に申請するものとする。

（認定の審査）

第27条 消防長は、別記第六に示す認定審査基準表により審査を行い、認定の可否を決定し、その結果を認定（否認）結果通知書（別記様式第9号）により申請者に通知するものとする。

（認定の有効期間）

第28条 認定の有効期間は、認定を受けた日の翌日から起算して5年とする。

（認定の更新）

第29条 患者等搬送事業認定の更新は、次の各号により行うものとする。

- 1 認定審査基準に適合した患者等搬送事業者（以下「認定業者」という。）は、認定の有効期間の満了後も引き続き認定を受けようとするときは、認定の期間が満了する日の30日前から満了する日の10日前までの間に消防長に更新を申請するものとする。
- 2 更新時の手続きは、認定時の手続きを準用するものとする。

（認定マークの亡失等）

第30条 認定マークの亡失等が生じた場合は、次の各号により再交付の手続きを取るものとする。

- 1 認定業者は、認定マークを亡失し、又は滅失したときは、速やかに消防長に患者等搬送事業者認定マーク申請書（再交付・増車）（別記様式第10

号)を届け出るものとする。

- 2 消防長は、認定マークの再交付の申請を受けた場合は、内容を審査のうえ、認定業者台帳(別記様式第11号)に記載するとともに、認定マークを申請のあった認定業者に交付し、患者等搬送事業者認定マーク受領書(別記様式第12号)を受け取るものとする。

(事業の変更及び休止等)

第31条 患者等搬送事業の変更及び休止等が生じた場合は、次の各号により手続きを取るものとする。

- 1 認定業者は、患者等搬送事業者認定(更新)申請書の内容を変更したときは、患者等搬送事業・患者等搬送事業(車椅子専用)変更(休止・廃止)届出書(別記様式第13号)により消防長に届け出るものとする。
- 2 認定業者は、患者等搬送用自動車の増車等を図るときは、患者等搬送事業・患者等搬送事業(車椅子専用)変更(休止・廃止)届出書(別記様式第13号)に患者等搬送用自動車届(別記様式第8号)及び患者等搬送事業者認定マーク(再交付・増車)申請書(別記様式第10号)を添えて消防長へ申請するものとする。
- 3 認定業者は、患者等搬送事業の全部若しくは一部を休止し、又は廃止したときは、患者等搬送事業・患者等搬送事業(車椅子専用)変更(休止・廃止)届出書(別記様式第13号)により消防長に届け出るものとする。
- 4 消防長は、患者等搬送事業・患者等搬送事業(車椅子専用)変更(休止・廃止)届出書の記載事項を確認するとともに、認定業者台帳(別記様式第11号)に記載し、整理保存するものとする。

(認定の失効)

第32条 患者等搬送事業者認定の失効及び手続きは、次の各号のとおり定める。

- 1 次のいずれかに該当するときは、認定はその効力を失うものとする。
 - (1) 道路運送法に定めるところにより、国土交通大臣の許可等が取り消され又は失効したとき。
 - (2) 患者等搬送事業を廃止したとき。
 - (3) 認定の有効期間が満了したとき。
- 2 認定業者は、前号の規定に基づき認定が失効したときは、患者等搬送事業・患者等搬送事業(車椅子専用)変更(休止・廃止)届出書(別記様式第13号)により消防長に届け出なければならないものとする。

(認定業者の責務)

第33条 認定業者は、次の各号について遵守する責務を有する。

- 1 認定業者は、指導基準を誠実に履行しなければならない。

- 2 認定事業者は、事業に関し、消防長から求めがあったときは、消防長に報告するものとする。
- 3 認定業者は、次のいずれかに該当するときは、特異事案・事故発生報告書（別記様式第14号）により、速やかに消防長に報告するものとする。
 - (1) 患者等を搬送中に容態変化があり、救急自動車を要請したとき。
 - (2) 患者等搬送業務の遂行に支障を及ぼす重大な事故を発生させたとき。
 - (3) その他特異な事案を扱ったとき。
- 3 認定業者のうち、自家用有償旅客運送の登録を受けている者は、道路運送法第79条に基づく運送の区域や旅客の範囲等を超えて搬送してはならないものとする。
- 4 認定業者のうち、自家用有償旅客運送の登録を受けている者は、患者等搬送事業を実施する場合は、患者が予め会員登録された者等であるか確認しなければならない。

(認定業者の調査)

第34条 認定業者の調査は、次の各号により行うものとする。

- 1 消防長は、少なくとも年1回以上認定業者に対し、指導基準の履行状況等について調査し患者等搬送事業調査報告書（別記様式第15号）を作成するものとする。
- 2 消防長は、前号に掲げる調査結果から不適事項を認めるときは、指導基準に適合するように指導を行うものとする。

(認定の取り消し)

第35条 消防長は、次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。また、このとき消防長は患者等搬送事業者認定取消通知書（別記様式第16号）を認定業者に通知するものとする。

- 1 認定業者が指導基準を遵守しないとき。
- 2 業務の遂行に当たって、重大な事故を発生させたとき。
- 3 その他、認定を継続することが、不相当と判断されるとき。

(認定マークの返納)

第36条 認定マークの返納は、次の各号のとおり定める。

- 1 認定業者は、次のいずれかに該当するときは、認定マークを消防長に返納しなければならないものとする。
 - (1) 認定を失効したとき。
 - (2) 認定を取り消されたとき。
 - (3) 認定マークの再交付を受けた後、亡失した認定マークを発見したとき。
- 2 消防長は、前号に規定する認定マークの返納が行われない場合は、患者等搬送事業者認定マーク返納請求書（別記様式第17号）により、認定マ

ークを返納させるものとする。

- 3 消防長は、前号1(1)、(2)により認定マークを返納させた場合は、患者等搬送用自動車に表示されている「橋本市消防本部認定」を削除させるものとする。

(認定業者の管理)

- 第37条 消防長は、認定業者について認定業者名簿(別記様式第18号)及び認定業者台帳(別記様式第11号)を記載し、管理するものとする。

第6章 患者等搬送事業認定基準(ストレッチャー及び車椅子等を固定できる自動車による患者等搬送事業)

(認定マークの交付)

第38条 認定マークの交付は、次の各号に定める手続きを取るものとする。

- 1 消防長は、認定審査基準に適合した患者等搬送事業者に対し、認定(否認)結果通知書(別記様式第9号)により通知するとともに、別図1に示す患者等搬送事業者認定マーク及び別図2に示す患者等搬送用自動車認定マークを交付するものとする。
- 2 消防長は、認定マークを交付するとき、認定業者から患者等搬送事業認定マーク受領書(別記様式第12号)を受け取るものとする。
- 3 消防長は、審査の結果、認定しない場合は、その理由を認定(否認)結果通知書(別記様式第9号)に付して患者等搬送事業者に通知するものとする。

第7章 患者等搬送事業認定基準(車椅子のみを固定できる自動車による患者等搬送事業)

(認定マークの交付)

第39条 認定マークの交付は、次の各号に定める手続きを取るものとする。

- 1 消防長は、認定審査基準に適合した認定業者に対し、認定(否認)結果通知書(別記様式第9号)により通知するとともに、別図3に示す患者等搬送事業者認定マーク(車椅子専用)及び別図4に示す患者等搬送用自動車認定マーク(車椅子専用)を交付するものとする。
- 2 消防長は、認定マーク(車椅子専用)を交付するとき、認定業者から認定マーク(車椅子専用)受領書(別記様式第12号)を受け取るものとする。
- 3 消防長は、審査の結果、認定しない場合は、その理由を認定(否認)

結果通知書（別記様式第9号）に付して患者等搬送事業者に通知するものとする。

第8章 乗務員の講習等

（講習の申請）

第40条 講習の手続きは、次のとおり定める。

- 1 別記第一に掲げる基礎講習及び別記第三に掲げる定期講習の受講申込は、基礎講習・基礎講習（車椅子専用）・定期講習受講申請書（別記様式第19号）により消防長へ申請するものとする。
- 2 消防長は、前号の規定による申請を受けた場合は、講習日時、講習場所等の必要事項を決定のうえ、講習開催通知書（別記様式第20号）を申請者に通知するものとする。
- 3 受講申請者は、橋本市消防本部管轄内において患者等搬送事業所を開設する者及び既存の患者等搬送事業所に勤務する者でなければならない。
- 4 別記第二の規定の適用を受けようとする者及び橋本市消防本部以外の消防本部において、別記第一の基礎講習を修了した者は、当該事実を証明する免許等の写しと特例認定者申請書（別記様式第21号）を添え消防長へ申請するものとする。

（講習の実施）

第41条 講習の実施は、次の各号のとおり定める。

- 1 消防長は、患者等搬送業務に必要な知識及び技術を乗務員に習得させるため、前項（1）の申請を受けた後、基礎講習及び定期講習を患者等搬送乗務員講習スケジュール（別記第七）に基づき実施するものとする。
- 2 消防長は、講習を実施する場合は、橋本市消防本部管轄内の患者等搬送事業所に通知するものとする。
- 3 講師は、次の一に該当する者をもって充てるものとする。
 - （1）救急隊長として3年以上の実務経験を有する者で、消防長が適任と認めた者。
 - （2）救急救命士又は応急手当指導員の資格を有する者で、応急手当の指導に関して十分な技術と経験を有し消防長が適任と認めた者。
- 4 基礎講習は、別記第一に掲げる修了考査実施基準に基づき合否を判定するものとする。

第9章 その他

第42条 この要綱の施行に関する必要な事項は、消防長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別記第一 基礎講習

種別	患者等搬送乗務員基礎講習	患者等搬送乗務員基礎講習 (車椅子専用)		
実施者	消防長			
受講回数	乗務員になる時に1回以上			
講習内容	1 総論	1時間	1 総論	1時間
	2 観察要領及び応急処置	13時間	2 観察要領及び応急処置	9時間
	3 体位管理要領	2時間	3 体位管理要領	1時間
	4 消防機関との連携要領	2時間	4 消防機関との連携要領	2時間
	5 車両資器材の消毒及び感染防止要領	2時間	5 車両資器材の消毒及び感染防止要領	1時間
	6 搬送法	2時間	6 搬送法	1時間
	7 修了考査	2時間	7 修了考査	1時間
講習時間	24時間		16時間	
修了考査実施基準	<p>修了考査は次の内容とし、80点以上を以って合格とする。</p> <p>1 実技（観察要領と応急処置）60点</p> <p>2 筆記（消防機関との連携要領）20点</p> <p>3 筆記（車両資器材の消毒及び感染防止要領）20点</p>			
その他	<p>1 課目の1時間は45分とする。</p> <p>2 消防長は、必要と認める場合は、講習内容及び講習時間等を変更することができる。</p>			

別記第二 基礎講習を修了した者と同等以上の知識及び技能を有する者

区分	分 類
1	救急救命士の資格を有する者及び消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第51条に定める救急業務に関する講習課程を修了した者。
2	日本赤十字社の行う応急処置に関する講習を受けた者で、資格の有効期間内の者。 ただし、消防機関の行う基礎講習に不足する課目については、消防機関の行う講習を受講すること。
3	上記、1及び2に掲げる者以上の知識及び技能を有すると消防長が認めた者。

別記第三 定期講習

種 別	患者等搬送乗務員定期講習	
実 施 者	消防長	
受講回数	2年に1回以上	
講習内容	1 観察要領及び応急処置	2時間
	2 体位管理要領	1時間
講習時間	3時間	
そ の 他	<p>1 課目の1時間は45分とする。</p> <p>2 消防長は、必要と認める場合は、講習内容及び講習時間等を変更することができる。</p>	

別記第四

患者等搬送用自動車に積載する資器材

分類	資器材名	備考
呼吸循環管理資器材	ポケットマスク バッグバルブマスク*1 AED（自動体外式除細動器）*2	
保温・搬送用資器材	敷物*1 保温用毛布 担架 まくら*1	
創傷等保襲用資器材	三角巾 ガーゼ 包帯タオル ばんそうこう	
消毒用資器材	噴霧消毒器 各種消毒薬	
その他の資器材	はさみ マスク ピンセット*1 手袋 膿盆 汚物入れ 体温計	

- 1 *1 に示す資器材は患者等搬送用自動車（車椅子専用）への積載は任意とする。
- 2 *2 に示す資器材はストレッチャー及び車椅子等を固定できる患者等搬送用自動車及び患者等搬送用自動車（車椅子専用）への積載は任意とする。
- 3 AED（自動体外式除細動器）については、平成16年7月から一般市民も使用可能となったことから積載することが望ましい。

別記第五 消毒の実施要領

1 消毒の種類及び注意

区分	薬品名	適用（濃度）等	使用上の注意
薬物消毒	塩化ベンザルコニウム	1 手指・皮膚……0.05～0.1% 2 器具類……0.1% <作り方> 濃度 0.1%の消毒液 1 リットル ・ 消毒液（原液 10%） 10ml 十水 990ml	1 結核菌に対しては有効でない。 2 石けん類は殺菌効果を弱めるので、クレゾール石けん液等との併用は避ける。 3 血清、汚物等の存在下では著しく効果が減少するので、器具等に付着している場合は十分に洗い落としてから使用すること。 4 合成ゴム製品、合成樹脂製品、塗装カテーテル等への使用は避けることが望ましい。
	クレゾール石けん	1 手指・皮膚……0.5～1% 2 器具類……0.5～1% 3 排泄物……1.5% <作り方> 濃度 1%の消毒液 1 リットル ・ 消毒液（原液 50%） 20ml 十水 980ml 濃度 1.5%の消毒液 1 リットル ・ 消毒液（原液 50%） 30ml 十水 970ml	1 濃厚液が皮膚に付着した場合には、直ちに拭き取り、石けん水と水でよく洗い流す。 2 浄水で希釈すると次第に混濁して沈殿することがあるので、このような場合には、上澄み液を使用する。 3 ウイルスに対して有効でない。

薬物消毒	消毒用エタノール	<p>1 手指・皮膚</p> <p>2 器具類</p> <p>*使用する時は必要な量だけ取り出し、原液の濃度をできるだけ変化させない。</p>	<p>1 希釈しないで使用する。</p> <p>2 広範囲または長時間使用する場合には、蒸気の吸入に注意すること。</p> <p>3 血清、膿汁等の蛋白質を凝固させ内部にまで浸透しないことがあるので、これらが付着している器具等に用いる場合には、十分に洗い落としてから使用すること。</p> <p>4 手指・皮膚に使用した場合には脱脂等による皮膚荒れを起こすことがある。</p> <p>5 合成ゴム製品、合成樹脂製品、塗装カテーテル等の器具は長時間浸漬しないこと。</p>
	次亜塩素酸ナトリウム	<p>1 手指・皮膚……0.01～0.05%</p> <p>2 器具類……0.02～0.05%</p> <p>3 排泄物……0.1～1%</p> <p>4 HB ウイルス等</p> <p>(1) 汚染……1%</p> <p>(2) 汚染(疑)……0.1～0.5%</p> <p><作り方></p> <p>濃度1%の消毒液1リットル</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 消毒液(原液6%) 167ml 十水 833ml <p>濃度0.5%の消毒液1リットル</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 消毒液(原液6%) 83ml 十水 917ml <p>濃度0.05%の消毒液1リットル</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 消毒液(原液6%) 8ml 十水 992ml 	<p>1 血清、膿汁等は殺菌作用を減弱させるので、これらが付着している器具等に用いる場合には、十分に洗い流してから使用すること。</p> <p>2 金属を腐食させるので、器具等に使用する場合には注意すること。</p> <p>3 濃厚液が皮膚に付着した場合には、直ちに拭き取り、石けん水と水でよく洗い流す。</p> <p>4 結核菌に対しては有効でない。</p>

その他の消毒	焼却	感染症等の病原体により汚染された物件、器具等で消毒後再び供用する目的のないもの又は消毒費用に比較して安価なものは焼却することが望ましい。	
	日光消毒	衣類、毛布、敷物等で上記の消毒法を実施できない場合は、薬物消毒と併用して直射日光で消毒する。	

2 消毒の方法

区分	血液・嘔吐等による汚染を受けた場合	左記以外の汚染の場合
資器材	1 消毒剤による清拭 2 流水による洗浄 3 消毒、滅菌	1 流水による洗浄 2 消毒、滅菌
車内	1 消毒剤による清拭、噴霧消毒 2 流水による洗浄	1 流水による洗浄 2 消毒剤による清拭
備考	1 車内で、水漏れを避けなければならない場所は、消毒剤による清拭を行うものとする。 2 消毒実施時には、使い捨てのビニール手袋等を装着すること。	

別記第六

認定審査基準表

事業所名			
所在地		電話 ()	
代表者職・氏名			
自動車の形態		1 患者等搬送用自動車 2 患者等搬送用自動車 (車椅子専用)	
審査項目		判定	不適内容
1	乗務員の資格要件	適・不適	
2	1台あたりの乗務体制	適・不適	
3	患者等搬送用自動車	(1) 緩衝装置	適・不適
		(2) 換気及び冷暖房装置	適・不適
		(3) 室内のスペース	適・不適
		(4) ストレッチャー又は車椅子の固定	適・不適
		(5) 乗降を容易にする装置	適・不適
		(6) 通信、連絡装置	適・不適
4	車両の外観	適・不適	
5	積載資器材	適・不適	
6	車両・資器材の消毒体制	適・不適	
7	乗務員の服装	適・不適	
8	パンフレット等の表示	適・不適	
9	道路運送法の許可、登録の状況	適・不適	
備考			

別記第七

患者等搬送乗務員講習スケジュール

日程	時間	課目	内容	講習区分	
1 日 目	9:00～9:45	総論	患者等搬送事業実施基準等	患者等搬送乗務員 (車椅子専用) 基礎講習	患者等搬送乗務員基礎講習
	9:50～10:35	観察・応急 1	解剖生理		
	10:40～11:25	観察・応急 2	観察、バイタルサイン等		
	11:30～12:15	消毒 1	感染防止、消毒要領等		
	13:15～14:00	観察・応急 3	普通救命講習 I		
	14:10～14:55	観察・応急 4			
	15:05～15:50	観察・応急 5			
	16:00～16:45	観察・応急 6			
2 日 目	9:00～9:45	観察・応急 7	三角巾法、直接圧迫止血法	患者等搬送乗務員 (車椅子専用) 基礎講習	患者等搬送乗務員基礎講習
	9:50～10:35	観察・応急 8	副子固定法		
	10:40～11:25	観察・応急 9	異物除去法		
	11:30～12:15	消防との連携 1	救急車の要請・引継等		
	13:15～14:00	消防との連携 2	特異事案報告、救急体制		
	14:10～14:55	体位 1	保温法、体位管理法		
	15:05～15:50	搬送 1	徒手搬送法		
	16:00～16:45	考査 1	筆記、実技		
3 日 目	9:00～9:45	消毒 2	感染症、消毒要領等	定期講習	患者等搬送乗務員基礎講習
	9:50～10:35	観察・応急 10	器具を用いた人工呼吸		
	10:40～11:25	観察・応急 11	小児の観察		
	11:30～12:15	搬送 2	メイン担架の取扱い要領		
	13:15～14:00	観察・応急 12	観察総合		
	14:10～14:55	体位 2	体位管理要領		
	15:05～15:50	観察・応急 13	応急処置総合		
	16:00～16:45	考査 2	実技		

別図1

患者等搬送事業者認定マーク



○ 地・・・・・・・・緑色、文字・・・・・・・・黒色、マーク・・・・・・・・金色

○ 横23.7cm、縦36cm

別図2

患者等搬送用自動車認定マーク



- 地 —— 緑色、文字 —— 黒色、マーク —— 金色
- 直径 —— 9 c m

別図3

患者等搬送事業者認定マーク（車椅子専用）



- 地・・・・・・・・ピンク色、文字・・・・・・・・黒色、マーク・・・・・・・・金色
- 横23.7cm、縦36cm

別図4

患者等搬送用自動車認定マーク（車椅子専用）



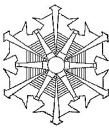
- 地 —— ピンク色、文字 —— 黒色、マーク —— 金色
- 直径 —— 9 c m

別記様式第1号

患者等搬送乗務員適任証

表紙（裏）

（表）

<p>*患者等搬送業務に従事する場合は必ず携帯すること。</p>	<p style="text-align: right;">第 号</p> <div style="text-align: center;">  <p>患者等搬送乗務員 適任証</p> <p>橋本市消防本部</p> </div>
----------------------------------	---

200mm

70mm

（注）地色は水色とし、文字は黒色とする。

内側（第1面）

（第2面）

<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">（ふりがな）</p> <p style="text-align: center;">氏 名</p> <p style="text-align: center;">年 月 日生</p> <p style="text-align: center;">本籍地</p> <p style="text-align: center;">都道府県</p> <p style="text-align: center;">年 月 日交付</p> </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">写真</p> <p style="text-align: center;">30 mm</p> <p style="text-align: center;">40 mm</p> </div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 60px; height: 40px; margin: 0 auto; text-align: center; padding: 5px;"> <p>押 出 スタンプ 橋本市消防本部</p> </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center;">上記の者は、患者等搬送乗 務員に適することを証する。 橋本市消防長</p> </div>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="4" style="text-align: center;">再 講 習 受 講 欄</th> </tr> <tr> <th style="width: 25%;">年 月 日</th> <th style="width: 25%;">実施本部</th> <th style="width: 25%;">年 月 日</th> <th style="width: 25%;">実施本部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>	再 講 習 受 講 欄				年 月 日	実施本部	年 月 日	実施本部																								
再 講 習 受 講 欄																																	
年 月 日	実施本部	年 月 日	実施本部																														

200mm

70mm

別記様式第2号

患者等搬送乗務員適任証（車椅子専用）

表紙（裏）

（表）

<p>*患者等搬送業務に従事する場合は必ず携帯すること。</p>	<p>第 号</p>  <p>患者等搬送乗務員 適任証 (車椅子専用) 橋本市消防本部</p>
----------------------------------	--

200mm

70mm

(注) 地色はピンク色とし、文字は黒色とする。

内側（第1面）

（第2面）

<p>(ふりがな) 氏名</p> <p>年月日生</p> <p>本籍地</p> <p>都道府県</p> <p>年月日交付</p> <p>上記の者は、患者等搬送乗務員 (車椅子専用)に適することを証する。 橋本市消防長</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; width: fit-content; margin-top: 10px;"> <p>写真</p> <p style="text-align: center;">30 mm</p> <p style="text-align: center;">40 mm</p> <p style="text-align: center;">押出 スタンプ 橋本市消防本部</p> </div>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="4">再講習受講欄</th> </tr> <tr> <th>年月日</th> <th>実施本部</th> <th>年月日</th> <th>実施本部</th> </tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </table>	再講習受講欄				年月日	実施本部	年月日	実施本部																				
再講習受講欄																													
年月日	実施本部	年月日	実施本部																										

200mm

70mm

別記様式第4号

患者等搬送乗務員適任証・患者等搬送乗務員（車椅子専用）適任証 再交付申請書			
			年 月 日
(あて先) 橋本市消防本部 消防長			
(申請者) 住 所 氏 名			
印			
患者等搬送乗務員適任証・患者等搬送乗務員（車椅子専用）適任証再交付について、次のとおり申請します。			
ふり 氏	がな 名		
生 年 月 日			
住 所	電話 ()		
勤 務 先	電話 ()		
適 任 証 区 分	1 患者等搬送乗務員適任証 2 患者等搬送乗務員（車椅子専用）適任証		
再 交 付 理 由			
交 付 年 月 日	年 月 日	交 付 番 号	第 号
特 記 事 項	*受付欄		

注 *印の枠内は、記入しないでください。

別記様式第5号-1

患者等搬送乗務員適任証取得者管理簿

氏名 ふりがな				
生年月日		(大・昭・平) 年 月 日生		
住所		電話 ()		
勤務先		電話 ()		
交付番号		第 号	交付年月日	年 月 日
区分	1 患者等搬送乗務員基礎講習 2 **特例認定者 区分【 】			
定期講習受講経過記録欄	(受講場所)	(受講場所)		
	(受講年月日) 年 月 日	(受講年月日) 年 月 日		
	(受講場所)	(受講場所)		
	(受講年月日) 年 月 日	(受講年月日) 年 月 日		
	(受講場所)	(受講場所)		
	(受講年月日) 年 月 日	(受講年月日) 年 月 日		
	(受講場所)	(受講場所)		
	(受講年月日) 年 月 日	(受講年月日) 年 月 日		
備考				

注 **裏面特例区分分類表参照。

****特例区分分類表**

区分	分 類
1	救急救命士の資格を有する者及び消防法施行規則第51条に定める救急業務に関する講習課程を修了した者。
2	日本赤十字社の行う応急処置に関する講習を受けた者で、資格の有効期間内の者。 ただし、消防機関の行う基礎講習に不足する課目については、消防機関の行う講習を受講すること。
3	上記、1及び2に掲げる者以上の知識及び技能を有すると消防長が認めた者。
4	橋本市消防本部以外の消防本部において、患者等搬送乗務員基礎講習・患者等搬送乗務員（車椅子専用）基礎講習を修了した者。

別記様式第5号-2

患者等搬送乗務員（車椅子専用）適任証取得者管理簿

氏名 ふりがな				
生年月日		(大・昭・平) 年 月 日生		
住所		電話 ()		
勤務先		電話 ()		
交付番号		第 号	交付年月日	年 月 日
区分	1 患者等搬送乗務員（車椅子専用）基礎講習 2 **特例認定者 区分【 】			
定期講習受講経過記録欄	(受講場所)		(受講場所)	
	(受講年月日) 年 月 日		(受講年月日) 年 月 日	
	(受講場所)		(受講場所)	
	(受講年月日) 年 月 日		(受講年月日) 年 月 日	
	(受講場所)		(受講場所)	
	(受講年月日) 年 月 日		(受講年月日) 年 月 日	
	(受講場所)		(受講場所)	
	(受講年月日) 年 月 日		(受講年月日) 年 月 日	
備考				

注 **裏面特例区分分類表参照。

****特例区分分類表**

区分	分 類
1	救急救命士の資格を有する者及び消防法施行規則第51条に定める救急業務に関する講習課程を修了した者。
2	日本赤十字社の行う応急処置に関する講習を受けた者で、資格の有効期間内の者。 ただし、消防機関の行う基礎講習に不足する課目については、消防機関の行う講習を受講すること。
3	上記、1及び2に掲げる者以上の知識及び技能を有すると消防長が認めた者。
4	橋本市消防本部以外の消防本部において、患者等搬送乗務員基礎講習・患者等搬送乗務員（車椅子専用）基礎講習を修了した者。

別記様式第6号

患者等搬送事業者認定（更新）申請書

年 月 日

（あて先）
橋本市消防本部
消防長

（申請者）
住 所
職・氏名 印

患者等搬送事業者認定（更新）について、次のとおり申請します。

事業者名及び 代表者職・氏名	
所 在 地	電話番号 ()
***事業区分	1 2 3 4
国土交通省 事業免許等登録番号	
認 定 区 分	1 患者等搬送事業者 2 患者等搬送事業者（車椅子専用）
定 款 に 定 め る 業 務 内 容	
* 受 付 欄	

注 *印の枠内は、記入しないでください。

***裏面事業区分表参照

***事業区分表

区 分	分 類
1	一般乗用旅客自動車運送事業
2	一般貸切旅客自動車運送事業
3	特定旅客自動車運送事業
4	自家用有償旅客運送

別記様式第8号

患者等搬送用自動車届 事業所名 ()

車種(型式)		塗色	
車両番号		定員	人
患者等収容部分の大きさ		長さ	mm
		幅	mm
		高さ	mm
換気装置	有・無	冷房装置	有・無
暖房装置	有・無	通信装置種別	電話・無線 ファクシミリ
ストレッチャー等 固定装置	有・無	ストレッチャーの 患者固定用ベルト	有・無
ストレッチャーの 大きさ	長さ mm	幅 mm	高さ mm
消毒実施記録表の 表示位置			
積 載 資 器 材			
品名	数 量	品名	数 量

車両写真

(前面)

(後面)

(右側面)

(左側面)

別記様式第9号

認定（否認定）結果通知書

橋消第 号
年 月 日

様

橋本市消防本部
消防長 印

認定する。

年月日付で申請のあったことについて下記のとおり

認定しない。

記

事業所名	
所在地	電話 ()
代表者・職氏名	
交付番号及び有効期間	第 号 有効期間 年 月 日から 年 月 日
否認定理由	

教示 この通知書の記載事項に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、橋本市長に対して審査請求をすることができます。この処分取消を求める訴えは、この通知書を受け取った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に係る決定の通知を受けた日）の翌日から起算して6箇月以内に、橋本市消防本部を被告として（代表橋本市長）提起することができます。

別記様式第10号

患者等搬送事業者認定マーク交付（再交付・増車）申請書

年 月 日

（あて先）
橋本市消防本部
消防長

（申請者）
住 所
職・氏名 印

認定マークの交付（再交付・増車）について次のとおり申請します。

事業所名及び 代表者職・氏名			
所在地	電話 ()		
申請対象	1 患者等搬送事業者認定マーク 2 患者等搬送用自動車認定マーク 3 患者等搬送事業者認定マーク（車椅子専用） 4 患者等搬送用自動車認定マーク（車椅子専用）		
認定マークの交付年 月日及び交付番号	年 月 日	交付 第 号	
再交付の理由			
再交付年月日及び 再交付番号	年 月 日	再交付 第 号	* 受 付 欄
有効期限	年 月 日まで		

注 太線内及び*印の枠内は、記入しないでください。

別記様式第11号

認定業者台帳

事業所名		代表者 職・氏名	
所在地	電話 ()		
***事業区分	1	2	3 4
認定区分	1 患者等搬送事業者 2 患者等搬送事業者 (車椅子専用)		
交付番号	年 月 日	交付年月日	年 月 日
更新年月日	年 月 日	更新年月日	年 月 日
更新年月日	年 月 日	更新年月日	年 月 日
認定マーク数	事業者認定マーク () 枚 自動車認定マーク ()		
患者等搬送用 自動車総台数 () 台	車番	自動車登録番号	自動車電話番号
	1号車		
	2号車		
	3号車		
	4号車		
患者等搬送事業 の従業員	総数 () 名	適任証取得者	
		男 () 名	女 () 名 合計 () 名
備考			

注 ***裏面事業区分参照

***事業区分表

区 分	分 類
1	一般乗用旅客自動車運送事業
2	一般貸切旅客自動車運送事業
3	特定旅客自動車運送事業
4	自家用有償旅客運送

別記様式第12号

年 月 日

(あて先)
橋本市消防本部
消防長

受領者住所
職・氏名

印

患者等搬送事業者認定マーク受領書

認定マークを下記のとおり受領いたしました。

記

事業所名	
所在地	電話 ()
代表者 職・氏名	
有効期間	年 月 日から 年 月 日まで
交付番号	第 号
事業者マーク	枚
自動車マーク	枚

別記様式13号

患者等搬送事業・患者等搬送事業（車椅子専用）
変更（休止・廃止）届出書

年 月 日

（あて先）
橋本市消防本部
消防長

（申請者）
所在地
代表者職・氏名 印

患者等搬送事業・患者等搬送事業（車椅子専用）の変更について次のとおり届出をします。

事業所名			
所在地	電話 ()		
代表者職・氏名			
交付年月日	年 月 日	交付番号	第 号
変更内容			
備考		*受付欄	

注 *印の欄は、記入しないでください。

別記様式14号

特異事案・事故発生報告書

年 月 日

(あて先)
橋本市消防本部
消防長

事業所名
所在地
代表者職・氏名 印

交付年月日	年 月 日	交付番号	第 号
発生日時	年 月 日 () 時 分頃		
発生場所			
乗務員氏名			
特異事案等の内容 及びその後の処置	(特異事案等に関する資料及び写真等を貼付すること。)		
* 受付欄	* 経過欄		

注 *印の枠内は、記入しないこと。

別記様式第15号

<p style="text-align: right;">橋消第 号 年 月 日</p> <p>(あて先) 橋本市消防本部 消防長</p> <p style="text-align: right;">警防課長</p> <p style="text-align: center;">患者等搬送事業調査報告書</p> <p>下記の事業所を 年 月 日調査したので報告します。</p>	
事業所名	
所在地	電話 ()
代表者職・氏名	
総合的結論	<p>1 指導基準に適合している。</p> <p>2 指導基準に適合していない。</p>
意見	

別記様式16号

<p>患者等搬送事業者認定取消通知書</p> <p style="text-align: right;">第 号 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: right;">橋本市消防本部 消防長 印</p> <p>年 月 日（認定番号：第 号）付けで認定した患者等搬送事業者については、橋本市患者等搬送事業指導基準及び認定基準に関する要綱5－（35）の規定に基づき下記のとおり認定を取り消したことを通知します。</p>	
事業所名	
所在地	電話 ()
代表者職・氏名	
認定取消年月日	
取消理由	

教示 この通知書の記載事項に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、橋本市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消を求める訴えは、この通知書を受け取った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に係る決定の通知を受けた日）の翌日から起算して6箇月以内に、橋本市消防本部を被告として（代表橋本市長）提起することができます。

別記様式第17号

橋消第 号
年 月 日

様

橋本市消防本部
消防長 印

患者等搬送事業者認定マーク返納請求書

認定マークを速やかに返納するよう請求します。

記

事業所名	
所在地	電話 ()
代表者職・氏名	
返納理由	

別記様式第18号

認定業者名簿

交付番号	事業所名	管理責任者
	所在地	電話番号等
		TEL
		FAX
交付年月日	年 月 日	
交付番号	事業所名	管理責任者
	所在地	電話番号等
		TEL
		FAX
交付年月日	年 月 日	
交付番号	事業所名	管理責任者
	所在地	電話番号等
		TEL
		FAX
交付年月日	年 月 日	

別記様式第19号

基礎講習・基礎講習（車椅子専用）・定期講習受講申請書

年 月 日

(あて先)
橋本市消防本部
消防長

(申請者)
住 所
氏 名 印

適任者講習・適任者講習（車椅子専用）・定期講習の受講を次のとおり申請します。

区 分	1 患者等搬送乗務員基礎講習 2 患者等搬送乗務員（車椅子専用）基礎講習 3 患者等搬送乗務員定期講習（共通）		
ふりがな 氏 名			
生年月日	(大・昭・平)	年 月 日	日生
住 所	電話 ()		
勤 務 先	(名称)		
	(所在地) 電話 ()		
* 受付欄			* 経過欄

注 *印の欄は、記入しないでください。

別記様式第20号

<p>講習開催通知書</p> <p style="text-align: right;">橋消第 号 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: right;">橋本市消防本部 消防長 印</p> <p>年 月 日（受付番号：第 号）付けで申請のあった患者等搬送乗務員講習を下記のとおり開催することが決定したので通知します。</p>	
開 催 日 時	<p>年 月 日（ ） 時 分から</p> <p>年 月 日（ ） 時 分まで（予定）</p>
開 催 場 所	橋本市消防本部講堂・他
講 習 区 分	<p>1 患者等搬送乗務員基礎講習</p> <p>2 患者等搬送乗務員（車椅子専用）基礎講習</p> <p>3 患者等搬送乗務員定期講習（共通）</p>
講 習 日 程	別紙スケジュール（別記第七）のとおり
注 意 事 項 等	<p>1 駐車場が限られていますので、乗り合わせまたは、公共交通機関で来庁願います。</p> <p>2 動きやすい服装で参加してください。</p> <p>3 昼食は各自で用意してください。</p>

別記様式第 2 1 号

特例認定者申請書			
(あて先) 橋本市消防本部 消防長		年 月 日	
		(申請者) 住 所 氏 名	印
特例認定を下記のとおり申請します。			
区 分	1 患者等搬送乗務員基礎講習 2 患者等搬送乗務員（車椅子専用）基礎講習		
**特例区分	1	2	3 4
ふりがな 氏 名			
生年月日	(大・昭・平) 年 月 日生		
住 所	電話 ()		
勤 務 先	(名称)		
	(所在地) 電話 ()		
*受付欄			*経過欄

注 *印の欄は、記入しないでください。

**裏面特例区分分類表参照

****特例区分分類表**

区分	分 類
1	救急救命士の資格を有する者及び消防法施行規則第51条に定める救急業務に関する講習課程を修了した者。
2	日本赤十字社の行う応急処置に関する講習を受けた者で、資格の有効期間内の者。 ただし、消防機関の行う基礎講習に不足する課目については、消防機関の行う講習を受講すること。
3	上記、1及び2に掲げる者以上の知識及び技能を有すると消防長が認めた者。
4	橋本市消防本部以外の消防本部において、患者等搬送乗務員基礎講習・患者等搬送乗務員（車椅子専用）基礎講習を修了した者。